

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	28 件

千葉国民年金 事案 3002

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和48年7月から51年3月まで

私は、国民年金に加入したときに、区の職員から2年間さかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたので納付し、その後、郵送されてきた納付書で申立期間②に係る保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

また、昭和55年6月の特例納付の際、市役所からまだ未納があるとの連絡を受けて申立期間①に係る保険料を特例納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から昭和50年10月以降に払い出され、同時期、申立人は国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、加入時点において、申立期間②に係る国民年金保険料は過年度及び現年度納付が可能である。

また、申立人は、加入時点において納付可能な過年度及び現年度保険料を納付したと申述しているところ、昭和50年10月時点において納付可能な48年7月から50年6月までの期間の法定保険料額は、申立人が納付したと申述する保険料額とおおむね一致していることから、申立期間②のうち当該期間の保険料については納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、加入時に納付した保険料以降の現年度保険料については、郵送されてきた納付書により納付したと申述しており、特殊台帳によると、申立人は加入後特例納付を行っていることが確認でき、保険料の

納付意識は高かったものと認められ、自ら加入手続を行っていながら昭和50年7月以降の現年度保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は昭和46年4月から48年3月までの保険料を55年3月から6月にかけて毎月特例納付していることが特殊台帳において確認できる。申立人は最後の特例納付月であった同年6月に市役所に出向いた際、職員からほかに未納があることを知らされ、その時点において特例納付が可能なすべての期間について納付したと述べていることから、同年6月に申立期間①の保険料も併せて納付したものと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3003（事案 1640 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料及び59年4月から61年3月までの期間の付加保険料を含めた国民年金保険料は納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月
② 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和50年3月に会社を辞めてすぐ国民年金に加入し、以降国民年金保険料の納付を忘れたことはない。申立期間①の保険料は、私が銀行で納付し、申立期間②の保険料は、主に夫が夫婦二人分を一緒に付加保険料を含めて納付していた。また、申立期間②については、保険料を一緒に納付していた夫の59年4月から60年9月までの期間の申立てはあっせんとなったのに、私の申立てが記録訂正は必要ないとされたことは納得できないので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の国民年金保険料をA市に転居後まとめて納付したと主張しているところ、A市での国民年金の加入手続は、申立人が所持する国民年金手帳の記載において転居の記録が確認できないこと、及びオンライン記録から、平成元年3月8日に申立人の第3号被保険者の該当処理を行った時点と推認できることから、申立期間②はその時点において時効により、制度上、保険料を納付できない期間である上、申立人の夫も申立期間②のうち、昭和59年4月から60年9月までの期間、保険料が未納となっているとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月28日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②の保険料を申立人の夫が申立人の分と一緒に付加保険料を含めて納付していたと主張しているところ、昭和60年9月にA市へ転居する以前の期間において申立期間②の保険料を納付すること

については特段の困難性は無く、申立人の夫は年金記録に係る確認申立てにおいて59年4月から60年9月までの申立期間は付加保険料を含めて納付していたと認められるとして当委員会のあっせんに基づき記録訂正されていることを踏まえると、申立人は、申立期間②のうち59年4月から60年9月までの期間の保険料を、付加保険料を含めて夫と一緒に納付していたと考えられる。また、申立期間②のうち同年10月から61年3月までの期間については、オンライン記録において、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることが確認でき、被用者年金制度に加入した配偶者として、申立人は国民年金に任意加入の対象となるところ、60年10月において資格を喪失した形跡は見当たらず、申立人は引き続き被保険者であることから、申立人は、59年4月から60年9月までの期間と同様に、同年10月から61年4月までの期間についても、付加保険料を含めて保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、オンライン記録によると、申立期間②直前の昭和58年8月から59年3月までの保険料の納付記録については、当初、未納とされていたが、申立人が所持する領収証書に基づき、平成20年12月24日に納付済期間へ変更されており、行政による記録管理が必ずしも適正に行われていたとは考え難い。

さらに、申立期間①については、1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月に払い出されていることから、その時点において、申立期間①の保険料の納付について特段の困難性は無く、昭和50年度の保険料はすべて納付していることを考え合せると、申立期間①の保険料は納付されていたと考えるのが自然である

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含めた国民年金保険料は納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年6月及び同年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年3月まで

私は、昭和61年4月以降に前年度分の未納の納付書が送られてきたので、10か月分くらいの国民年金保険料をまとめて郵便局で納付した。それなのに後日督促状が届いたので、A区役所に電話して納付済みだということを連絡した覚えがある。申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金保険料はすべて納付しており、申立期間は加入手続当初の10か月と短期間である上、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和61年4月ごろに行われたことが推認でき、この時点で、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が納付したと主張する金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している上、納付方法等についても確認できる範囲で調査したところ、A区の保険料収納事務と一致していることから、申立期間の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和60年7月については、申立人は厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、納付記録の訂正を行うことはできない。

千葉国民年金 事案 3005

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は20歳当時、学生でA県に住んでおり、実家（B県C市）の父が私と妹の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれていた。私と同居していた妹は学生のおきも任意加入して未納が無いのに、私の申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳には、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付した旨の記載があり、保険料が納付されていたことが確認できる。

また、申立人及びその妹の保険料を納付していたとする申立人の父は、保険料をすべて納付している上、申立人の妹は、20歳当時大学生であったが任意加入して保険料を納付しており、昭和48年4月（妹は47年12月）から家族全員が付加保険料の納付を開始しているなど、国民年金制度への関心が高く、保険料の納付意識も高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和46年4月ごろに行われたことが推認でき、同時点では、申立期間の保険料をすべて納付することが可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年8月までの期間、47年10月から同年11月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年8月まで
② 昭和47年10月から同年11月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和48年6月

私が所持する国民年金手帳には、昭和43年4月から同年8月までの期間に納入済の押印があるのに、未加入とされていることは納得できない。

また、昭和47年10月、同年11月及び48年1月から同年3月までの期間に検認の印があり、同年6月についても国民年金手帳に納付済みと書かれているのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳、A県B郡C町（現在は、B郡D町）の保管する被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）の保管する特殊台帳は、いずれも申立人の国民年金の資格取得日は昭和43年9月27日（任意）と記録されているが、同手帳の昭和43年度国民年金印紙検認記録欄に、申立期間①に係る昭和43年4月から同年7月まで「納入済」の印が押されており、同年8月はC町の検認印が押されていることから、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる上、当該保険料が還付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②及び③についても、申立人が所持する国民年金手帳の昭和47年度国民年金印紙検認記録欄に、A県E市の検認印が確認できることから、当該期間の保険料が納付されていたことが確認できる。

さらに、申立期間④は1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みと記録されている上、同手帳には「48. 4～48. 12 済」と記載されており、F県G郡H町（現在は、I市）が転入前の市町村に記録を確認したことがうかがえ、申立人が近接する昭和49年1月から同年3月までの保険料を同町において過年度納付していることを考慮すると48年6月の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日は昭和39年2月28日、資格喪失日は同年6月11日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月28日から同年6月11日まで

私は、昭和39年2月28日から同年6月11日まで、B県C郡D町のA氏所有の汽船「E丸」にF（職種）として乗船したが、この間の船員保険が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、昭和39年2月28日にA氏所有の汽船「E丸」にF（職種）として雇入れられ、同年6月11日に漁期終了により雇止めになっていることが確認できる。

また、G漁協は、「H県では、漁期として、従前からの慣例で毎年6月中旬から7月ごろまでの1か月間、船体修理、船員の休養などのため休漁としている。」と回答しており、船員手帳における雇止め時期及び雇止め理由と符合することから、申立人は、申立期間において、A氏所有の「E丸」に乗船していたことが認められる。

また、管轄の年金事務所は、「当事務所所管の船舶所有者名簿により、船舶所有者A（船舶所有者記号：*）は、昭和36年12月25日に船員保険の適用となり、40年5月7日に適用船舶所有者でなくなっていることが確認できるものの、当事務所の台帳には、理由は不明であるが同記号に係る船員保険被保険者名簿が無い。」と回答しており、社会保険事務所（当時）における記録管理に不備があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 39 年 2 月 28 日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年 6 月 11 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員手帳から確認できる給与額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月 21 日から同年 5 月 13 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 4 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月 6 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 59 年 8 月 10 日から 60 年 5 月 13 日まで

私は、昭和 59 年 1 月 6 日ごろに B 市 C にある D 社に入社し、同年 7 月末日に退社するまで、厚生年金保険料を給与から控除されていた。また、同年 8 月 10 日に現在の E 市 F 区にある A 社に入社し、その後、系列会社の G 社に異動し平成 20 年 9 月 3 日まで継続して勤務したが、結婚前の旧姓のときの厚生年金保険の加入記録が無い。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A 社から提出された雇用契約書により、申立人は、昭和 59 年 8 月 10 日から雇用されていたことが確認できることから、申立期間②において同社に勤務していたものと認められる。

また、A 社は、「厚生年金保険料は、翌月控除であった。」と回答しているところ、同社から提出された申立人の給料支払明細書の写しにより、申立人は、昭和 60 年 5 月 31 日支給分の給与（勤務期間は同年 4 月 21 日から同年 5 月 20 日まで）において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②のうち同年 4 月 21 日から同年 5 月 13 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたと認められる。

なお、昭和 60 年 4 月の標準報酬月額については、給料支払明細書の写しにより 19 万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業主は、保険料を納付していないと回答していることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 59 年 8 月 10 日から 60 年 4 月 20 日までの期間については、59 年 8 月 31 日支給分（勤務期間は同年 7 月 21 日から同年 8 月 20 日まで）から 60 年 4 月 30 日支給分（勤務期間は同年 3 月 21 日から同年 4 月 20 日まで）までの給料支払明細書の写しにより、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人が申立期間①に D 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、D 社の事業主は、「申立期間①当時、申立人とほかの従業員の二人を H 区にある I 事業所に研修に行かせ、この期間は、試用期間としていたので、厚生年金保険に加入させていない。」と供述しているところ、同社から提出された当該元同僚の給料支払明細書（昭和 59 年 2 月及び同年 10 月）の写しにより、申立期間①中の同年 2 月及び研修期間中の同年 10 月は、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業主は、「当社の顧問の社会保険労務士に確認したが、平成元年以前の関係書類は破棄して無い。」と回答していることから、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和19年7月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和19年7月から20年4月までは30円、同年5月から同年7月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から20年8月31日まで

私は、昭和19年7月から終戦直後の20年8月まで、A社本社C課で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が元同僚として氏名を挙げた2名はいずれも、「申立人はA社に勤務していた。」と供述しており、このうち昭和19年4月1日に厚生年金保険の資格を取得している1名は、「申立人は、自分より遅れて入社してきた。」と供述していることから、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名が1字異なり、生年月日が1日相違し、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（昭和19年7月1日資格取得、20年8月31日資格喪失）が確認できるところ、B社が保管する「男子工員年金台帳」において、申立人の氏名がいったん誤って記載され、その後訂正されていることが確認できる上、摘要欄に記載された数字が当該被保険者記録の厚生年金保険被保険者番号と一致していることから、当該被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年7月1日

に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月31日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の上記被保険者に係る記録から、昭和19年7月から20年4月までは30円、同年5月から同年7月までは70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和48年2月1日にA社B本社からA社C本社に異動になったが、A社B本社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年1月31日となっているため、加入月数が1か月欠落しているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和48年2月1日にA社B本社からA社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和47年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日が昭和48年1月31日と届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 23 日まで
② 昭和 39 年 4 月 23 日から同年 12 月 6 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 24 日から 42 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 42 年 9 月 18 日から同年 12 月 1 日まで

私は、高等学校卒業直後からA事業所に勤めたため、勤務期間が比較的長いこともあり、当該事業所を退職したときに記念品か幾らかの金銭を受け取ったような記憶がある。

しかし、その後に勤務したB事業所、C社及びD社に勤務した時期については、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の7回の被保険者期間のうち、申立期間②及び③の間にある3回の被保険者期間（合計10か月）がその計算の基礎とされておらず、本人による申請が行われたとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間は、支給対象期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給対象期間となっていないことは、事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である24か月に満たない3か月である上、当該事業所の被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失している女性被保険者の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に、B社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年12月は1万6,000円、39年1月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年12月30日から39年1月1日まで
② 昭和39年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和38年12月末日にA社を退職し、すぐに関連会社のB社に勤務した。申立期間の2か月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、勤務は継続しており、厚生年金保険料の控除を証明する給与明細書も所持している。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、B社から提出された従業員台帳及び申立人が所持しているA社における退職金明細書から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社へ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出された失業保険被保険者転入届受理通知書から、昭和39年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年11月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における39年2月の社会

保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失及び取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月1日から同年3月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B出張所における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から同年3月20日まで
② 平成3年4月1日から同年11月1日まで

私は、平成3年2月から同年10月末まで、C（施設）において臨時的任用職員として勤務したが、同年2月1日から同年3月20日までの期間及び同年4月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された辞令により、申立人が臨時的任用職員として、A事業所B出張所に平成3年2月1日から継続して勤務していたことが確認できる上、A事業所から提出された申立人に係る履歴書に「平成3年2月1日から平成3年3月31日までの期間については厚生年金加入」と記載されていることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B出張所に係る平成3年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は、申立期間①当時に申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得に係る手続きを行い、平成3年2月1日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、申立期間①に係る保険料についても納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人から提出された辞令（平成3年3月20日付け）により、申立人が同年12月31日まで臨時的任用職員として継続して採用されたことが確認できる。

しかし、A事業所は、「当時、臨時的任用職員として採用された者が12か月を超えて任用される場合、12月を超えるに至った日からE共済組合に加入させる取扱いであった。」と回答しているところ、E共済組合F支部から提出された任命権者作成の申立人に係る履歴書において、申立人が平成3年4月1日から同年10月31日までの期間、E共済組合に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年3月20日から同年9月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月6日から32年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を31年11月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年3月20日から同年9月15日まで
② 昭和31年11月6日から32年1月1日まで

私は、中学校を卒業した昭和27年3月20日からA社に勤務し、途中本社であるB社に転勤したものの、継続して勤務していたのに申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された昭和57年8月25日付け「C(誌名)」の永年勤続30年表彰者欄、及び申立人から提出された58年当時の総務担当者から渡されたとするメモ(58年4月25日に作成され、27年3月の厚生年金保険料を57年12月の給与から控除する旨が記載されている。担当者押印有り)に申立人の入社日が27年3月20日であると明記されていることから、申立人が同年3月20日にA

社に入社したことが推認できる。

また、申立人が同期入社として氏名を挙げた元同僚2名及び申立人と同時期に中学校を卒業して入社したと供述している元同僚の計3名は、いずれも昭和27年4月1日に被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2,500円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された昭和57年8月25日付け「C（誌名）」の永年勤続30年表彰欄及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から昭和31年11月6日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、B社における昭和32年1月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、それぞれの事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であるとそれぞれ回答しており、そのほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は同年5月4日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,100円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年10月から22年1月まで
② 昭和22年1月から24年4月まで

私は、昭和21年10月から22年1月まで、B市にあったC社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、同年1月から24年4月までGHQ所属のA事業所D事務所に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知）により、進駐軍施設に勤務する日本人従業員は24年1月1日から順次社会保険の被保険者として適用することと決定したと通知されており、A事業所は同年4月1日から厚生年金保険の適用を受けているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の生年月日と2年相違するが、申立人と同姓同名の被保険者記録が確認でき、当該被保険者の資格取得日は24年4月1日、資格喪失日は同年5月4日と記載されており、基礎年金番号に未統合の記録となっていることから、当該記録は、申立人に係る記録であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該未統合記録から、5,100円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、申立人はC社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録によると、同社はB市において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は当該事業所の事業主及び元同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間①に係る勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録のうち、昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間が未加入となっている。この期間は、A社B部から同社C工場D班に転勤となった期間であるので厚生年金保険の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された人事記録、昭和54年10月社内報の同年度勤続20年表彰者欄及び申立人から提出されたA社の社内報(36年10月1日付け)から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し(36年10月1日に同社B部から同社C工場D班に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和36年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和36年10月1日に資格喪失の届出をすべきところ、誤って同年9月30日と届出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和40年5月1日付けでA社本社から同社C工場に転勤した際、同社本社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月30日となっているが、同年5月1日の誤りなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された昭和40年分の給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（40年5月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、昭和40年4月30日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、事業主は資格喪失日を同年5月1日とすべきところを誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成17年1月1日から18年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年1月から18年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成17年9月30日、同年12月28日及び18年9月8日に係る標準賞与額は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年9月30日は18万6,000円に、同年12月28日は22万9,000円に、18年9月8日は27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月1日から18年9月1日まで
② 平成17年9月30日
③ 平成17年12月28日
④ 平成18年9月8日

私は、平成11年1月1日にA社に入社して、12年4月1日からはアルバイト採用になり、16年12月1日からは正社員として勤務して、20年8月8日に会社の破産申立てにより解雇された。その間、会社が社会保険事務所（当時）に届け出た17年1月から18年8月までの給与に係る標準報酬月額と17年夏と冬、18年夏の賞与に係る標準賞与額が、実際の給与

及び賞与より低いことがわかったので記録の回復をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の平成17年分給与所得の源泉徴収票及び平成18年分確定申告書において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成17年1月から18年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成17年分給与所得の源泉徴収票及び平成18年分確定申告書において保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、当該期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票及び確定申告書において保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②から④までの期間の標準賞与額の変動について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準賞与額については、申立人から提出されたA社の賞与に係る出金伝票、年度別給与賞与明細、申立人本人の預金通帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給総額から、平成17年9月30日は18万6,000円、同年12月28日は22万9,000円、18年9月8日は27万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賞与出金伝票、年度別給与賞与明細及び預金通帳において

保険料控除額に見合う標準賞与額と、社会保険事務所において記録されている標準賞与額が、当該期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賞与出金伝票、年度別給与賞与明細及び預金通帳において保険料控除額に見合う賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年4月1日から3年7月1日までの期間、同年10月1日から4年7月1日までの期間、7年1月1日から同年10月1日までの期間、9年1月1日から同年10月1日までの期間及び12年10月1日から18年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、元年4月から同年7月までは20万円、同年8月から2年5月までは22万円、同年6月から3年6月までは24万円、同年10月から4年6月までは28万円、7年1月から同年9月までは34万円、9年1月から同年9月までは36万円、12年10月から16年5月までは36万円、同年6月から18年8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成15年7月13日、同年12月12日、16年8月13日、同年12月15日、17年9月30日、同年12月28日及び18年9月8日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月13日は31万7,000円に、同年12月12日は39万3,000円に、16年8月13日は47万5,000円に、同年12月15日は74万9,000円に、17年9月30日は81万9,000円に、同年12月28日は83万4,000円に、18年9月8日は87万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成元年4月1日から3年7月1日まで
② 平成3年10月1日から4年7月1日まで
③ 平成7年1月1日から同年10月1日まで
④ 平成9年1月1日から同年10月1日まで
⑤ 平成12年10月1日から18年9月1日まで
⑥ 平成15年7月13日
⑦ 平成15年12月12日
⑧ 平成16年8月13日
⑨ 平成16年12月15日
⑩ 平成17年9月30日
⑪ 平成17年12月28日
⑫ 平成18年9月8日

私は、昭和59年3月15日にA社に入社して厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、標準報酬月額が給与と比較して低く、また標準賞与額も支給額と比較して低い上、賞与の記録が無い月もあるので申立期間①から⑤までの期間の標準報酬月額及び申立期間⑥から⑫までの標準賞与額の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から⑤までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成元年4月から同年7月までは20万円、同年8月から2年5月までは22万円、同年6月から3年6月までは24万円、同年10月から4年6月までは28万円、7年1月から同年9月までは34万円、9年1月から同年9月までは36万円、12年10月から16年5月までは36万円、同年6月から18年8月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、当該期間について長期間にわたり一致していないことから、

事業主は、給与明細書において保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間⑥から⑫までの期間の標準賞与額の相違について、申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準賞与額については、申立人が提出したA社の賞与に係る出金伝票において確認できる厚生年金保険料控除額または賞与支給総額から、平成15年7月13日は31万7,000円、同年12月12日は39万3,000円、16年8月13日は47万5,000円、同年12月15日は74万9,000円、17年9月30日は81万9,000円、同年12月28日は83万4,000円、18年9月8日は87万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、賞与出金伝票において保険料控除額に見合う標準賞与額と、社会保険事務所において記録されている標準賞与額が、当該期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賞与出金伝票において保険料控除額に見合う賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立期間のうち、平成8年10月から9年10月までは32万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録を、32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から9年11月30日まで
② 平成9年11月30日から同年12月23日まで

私は、A社で勤務した申立期間①の標準報酬月額が20万円と異常に低くなっている。また、同社には平成9年12月22日まで勤務していたので（ただし、同年12月給与は会社が倒産したため、B労働基準監督署に未払い賃金を申請し受給。）、申立期間②も厚生年金保険被保険者の期間となると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額は、申立人が主張する32万円と記録されていたところ、平成9年12月5日付けで、8年10月1日に遡^{さかのぼ}って20万円に引き下げられ、申立人がA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した9年11月30日まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所は平成9年12月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その被保険者の全員が前月の同年11月30日付けで資格を喪失していることが確認でき、当該事業所の経理担当の元役員は、「社会保険料に滞納があった。保険料の分納の話も社会保険事務所と行った。」「厚生年金保険の適用事業所でなくなったとき、社員から社会保険事務所に提出するため、白紙の届書に押印を求められた。」と供述している。

さらに、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、役員でなかつ

たことが確認できる上、元取締役も、「申立人は、役員ではなく、従業員であった。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような標準報酬月額^{そきゅう}の遡及減額訂正処理を行うべき合理的理由はなく、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年10月から9年10月までは、32万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人は当該事業所にて平成9年11月30日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、当該手続に関し遡及訂正（取消及び訂正）等の処理は確認できない。

また、当該事業所の経理担当の元役員は、「会社が倒産したので、申立人には平成9年12月の給与は支払っていない。」、「保険料の控除は翌月控除であった。」と証言しているところ、申立人も、「9年12月の給与が事業主から支給されなかったため、後日、B労働基準監督署から通知が来て未払い賃金の一部を受け取った。」と供述している。これは、企業の倒産等により賃金が支払われないまま退職した労働者に対し未払賃金の一部を国が立替払いする制度である、賃金の支払の確保等に関する法律に基づいたものであるところ、労働基準監督署によると、9年12月は未払賃金立替払いの算定期間となっており、9年12月に係る立替払いされた未払賃金からは同年11月の厚生年金保険料は源泉控除されることは無いとしている。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、A社B支店）における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和24年5月にA社に入社し、26年2月1日から厚生年金保険に加入し、40年3月にA社C出張所に転勤になったが、ねんきん特別便で同年2月の1か月が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社本店から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該事業所の総務部は、「一般職員の異動であれば1日付けが一般的である。」と供述していることから、昭和40年3月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料等を保存しておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録するこ

とは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和29年1月5日から同年3月1日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、同年1月及び同年2月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年5月1日まで
② 昭和23年3月31日から同年4月1日まで
③ 昭和29年1月5日から同年3月1日まで

私は、昭和20年12月1日にE社（21年12月からA社）に入社してから昭和58年7月22日に退職するまで、継続して勤務していたのに、申立期間がいずれも厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B社から提出された人事記録及び文書照会に対する同社からの回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和23年4月1日にA社C支店F支部から同社D支店に組織変更）

より異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 23 年 2 月の社会保険事務所(当時)の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和 23 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③については、申立人が所持する転勤辞令、B社から提出された人事記録、同社及び当時の同僚の文書照会に対する回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(A社D支店G支部から同社H支店に異動)、申立期間③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日について、当時の同僚は、「A社D支店G支部の事務引継等の内部事情により昭和 29 年 3 月 1 日まで同支部で継続勤務していた。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①については、申立人が所持する転勤辞令及びB社から提出された人事記録及び文書照会に対する回答から判断すると、申立人はE社C支店G支部に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間①における申立人の厚生年金保険の加入手続、保険料の控除及び保険料の納付については、いずれも不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立

人と同時に厚生年金保険の資格を取得した、当時の同僚 20 名のうち、所在が確認できた 2 名に文書照会したところ、1 名から回答があり、「申立人と前後して入社した記憶はあるが、その時期は覚えていない。」と供述しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は昭和44年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、昭和44年6月から同年9月までの標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から同年10月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、44年10月1日にC社に出向を命じられ、その後47年1月1日に同社に転籍して平成8年9月6日に定年退職するまで継続勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員出向に係る稟議書、社会保険台帳及び同社が申立人に発行した在籍証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和44年10月1日に同社からC社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主から提出された申立人に係るD厚生年金基金（当該基金は、平成16年9月30日解散）が作成した厚生年金基金給付額計算書から、申立人は、申立期間についてA社において当該基金の加入員であったことが確認できる上、当該基金の当時の事務処理に係る照会に対し、事業主は、「当時、厚生年金保険と厚生年金基金の手続書類様式は複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年10月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、昭和44年6月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の記録及びD厚生年金基金の記録から6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成13年6月4日から14年3月31日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、資格喪失日が同年3月31日となっているので、同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に対して平成14年4月1日付けで発行した「離職証明書」、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、当該事業所において同年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成14年2月の社会保険事務所(当時)の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関係書類は処分したことから不明としているが、事業主が資格喪失日を平成14年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 3007

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 10 月まで

私は 20 歳のとき A 県で働いていたが、実家の父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を地元の納税組合を通じて納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のときに国民年金の加入手続を行い、以降、国民年金保険料は納税組合に納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者名簿によると、昭和 36 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日に国民年金の資格を喪失した旨の届出を同年 12 月 27 日に提出していることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録と一致していることから、申立期間当時は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は 52 か月と長期間である上、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3008

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成2年3月まで

私の申立期間の国民年金については、当時学生だった私に代わり母が加入手続きを行い国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと申述しており、申立人は、20歳において国民年金の資格を取得したことが記載された年金手帳を所持している。

しかし、オンライン記録において申立人の国民年金手帳記号番号は、収録されておらず、申立人に係る国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録から申立人の手帳記号番号の前後の払出し状況を調査したところ、申立人の20歳到達月のうち20歳到達日順に手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間当時、大学生であり国民年金に任意加入対象者であったが、申立人の年金手帳の「被保険者の種別」欄には強制適用対象者を示す「1号」と記載されていることから、申立期間当時、申立人が居住する市においては20歳に到達したことにより適用対象となった者については行政側が職権により国民年金被保険者として強制的に適用し、手帳記号番号を払い出していたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、上記調査において職権適用により加入した者の中には、資格取得取消者として手帳記号番号が無効になっている

る者が多数見受けられることから、職権適用した者のうち強制適用対象者とならない者については、適用後、対象者の状況を確認の上、加入取消処理が行われたものと推認され、申立人においても同様の取扱いがされたものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料の納付に関与したとする申立人の母は、納付状況に関する記憶が定かでないため、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年4月から39年3月までの期間、45年4月から47年3月までの期間、56年4月から57年3月までの期間、59年4月から60年3月までの期間、平成2年11月から3年3月までの期間及び同年9月から4年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで
③ 昭和45年4月から47年3月まで
④ 昭和56年4月から57年3月まで
⑤ 昭和59年4月から60年3月まで
⑥ 平成2年11月から3年3月まで
⑦ 平成3年9月から4年2月まで

私は、国民年金保険料を納付し始めたころ、私の同僚の妹が集金に来ており、納付すると「また、来るよ。」と言っていたことを記憶している。住所が変わってからは私の妻が私の分と一緒に市役所の窓口で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料については、住所変更前は集金人に、変更後は申立人の妻が夫婦二人分を納付していたと主張するところ、申立期間については、申立人の妻も未納期間である上、申立人夫婦は申立期間の保険料の納付状況について記憶が定かでなく、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は回数にして7回、申立期間は合わせて83か月の長期間にわたっており、これだけの回数及び期間において行政側が事務処理を誤り続けていたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3010

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年4月から39年3月までの期間、45年4月から47年3月までの期間、56年4月から57年3月までの期間、59年4月から60年3月までの期間、同年5月から61年3月までの期間、平成2年11月から3年3月までの期間及び同年9月から4年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで
③ 昭和45年4月から47年3月まで
④ 昭和56年4月から57年3月まで
⑤ 昭和59年4月から60年3月まで
⑥ 昭和60年5月から61年3月まで
⑦ 平成2年11月から3年3月まで
⑧ 平成3年9月から4年2月まで

私の国民年金保険料は、最初は夫の同僚の妹が集金に来ており、納付すると「また、来るよ。」と言っていたと夫は話していた。住所が変わってからは私が夫の分と一緒に市役所の窓口で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料については、住所変更前は集金人に、変更後は申立人が夫婦二人分を一緒に納付していたと主張するところ、申立期間については、申立期間⑥を除き申立人の夫も未納である上、申立人夫婦は申立期間の保険料の納付状況について記憶が定かでなく、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は回数にして8回、申立期間は合わせて94か月の長期

間にわたっており、これだけの回数及び期間において行政側が事務処理を誤り続けたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3011

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月及び同年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月
② 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚後義母に勧められ、昭和 45 年 5 月ごろ区役所で国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を滞ることなく納付していた。申立期間の保険料は、市役所の出張所又は金融機関において半年分又は 1 年分をまとめて納付していた。国民年金を辞めた覚えはなく、申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 5 月ごろ国民年金に任意加入して以降、国民年金を辞めた覚えはないと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳には「昭和 59 年 10 月 26 日資格喪失」の記載がある上、当該資格喪失日はオンライン記録と一致することから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、保険料は滞ることなく納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、昭和 61 年 6 月 9 日に納付書が作成されており、申立人は、59 年 10 月 26 日に資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者となるまで国民年金に未加入であることから、当該納付書は、作成時点まで未納とされていた申立期間①に係る納付書であることが推認できる。

さらに、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日から第 3 号被保険者として資格を取得して以降、申立期間①の保険料を納付書で納付した覚えはないと申述しており、ほかに申立人から、申立期間①に係る保険料の納付状況について具体的な申述は得られないことから、申立人が申立期間①の保険料を

納付していた事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3012

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月
② 平成4年3月

私は、申立期間①及び②当時、勤務先を退職するに当たり職場から国民年金に加入するように指導され、自分で国民年金の加入手続を行った。毎回きちんと国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間①及び②が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②については、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、平成2年3月31日の国民年金被保険者の資格取得及び同年4月1日の資格喪失の記録は記載されているが、申立期間①及び②に係る資格記録の記載は確認できない上、当該資格記録はオンライン記録と一致することから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った場所、保険料の納付場所及び納付金額についてその記憶は定かではないと申述しており、申立期間①及び②の具体的な加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3013

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から平成3年12月までの期間及び4年3月から6年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から平成3年12月まで
② 平成4年3月から6年10月まで

私は、昭和61年ごろA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同年1月から平成3年12月まではA市役所又はA市B農協で納付していた。また、4年3月から6年10月までの保険料については、A市役所で30万円くらいまとめて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年ごろA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行ってきたと主張しているところ、申立人の国民年金の記号番号は平成8年12月9日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から申立人の国民年金の加入手続は同年12月11日ごろに行われたものと推認され、この時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①は72か月、申立期間②は32か月といずれも長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の所在を確認することができず、申立人と連絡を取ることができないため、申立期間当時の保険料

の納付方法、納付場所等の具体的な申述を得ることができないことから申立期間の納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3014

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から51年10月まで

私は、国民年金の任意加入対象者ではあったが、A社で同僚だった友人に勧められ、昭和45年10月にB県C郡D町役場（当時）で国民年金の加入手続を行った。当月分の国民年金保険料は現金で納付し、翌月以降はE銀行F支店（当時）の自分の口座から口座引落しで納付した。加入手続時に国民年金手帳は受け取っておらず、61歳のころ厚生年金保険の件で夫と一緒にG社会保険事務所（当時）に行ったとき、初めて年金手帳を発行してもらったが、国民年金に51年11月8日に加入したことにされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月ごろD町役場で国民年金に任意加入し国民年金保険料の納付をしてきたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は51年11月に社会保険事務所（当時）から同町に払い出された番号の一つであり、申立人が同年11月前に同町で国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとは考え難い。

また、同年金手帳には、「被保険者となった日 昭和51年11月8日任意」と記載されており、特殊台帳及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は73か月と長期間である上、申立人が申立期間の保

険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3015

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年12月から7年4月まで

私は、平成6年12月ごろA県からB県へ転居した際、C市D区役所へ家族で転居手続きに行き、国民健康保険と国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料を納付した日時及び保険料額は覚えていないが、同区役所の女性の職員が自宅へ集金に来てくれていたのを覚えているので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年12月ごろC市D区で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載は無く、氏名変更及び住所変更日が11年8月26日と記載され、E市の印が押されており、「国民年金の記録(1)」欄にも申立期間を含むすべての被保険者資格の取得及び喪失にE市の印が押されていることから、申立人は同年8月26日にE市において、初めて国民年金の加入手続きを行い、このとき20歳にさかのぼって被保険者資格を取得したことが推認され、この時点では、申立期間の保険料は時効のため納付することはできない。

また、オンライン記録において、申立人に平成11年7月22日に「第1号・第3号被保険者資格取得」の初回の勧奨が行われており、申立期間に係る被保険者資格が同年9月14日に追加処理されていることから、申立人は国民年金の加入手続き時点では、国民年金に未加入であったことが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番

号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は年金手帳の交付、保険料の納付金額等について具体的に記憶していないため、申立期間の納付状況等が不明な上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3016

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関の A T M で振り込んで納付していた。当時仕事として姉の夫の会社を手伝っており、その姉の夫も保険料を納付していたと思う。また、現在結婚している妻と同居を始めた平成元年 1 月からの保険料は、妻が毎月銀行又は郵便局で納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 12 月以前の国民年金保険料の納付に関しては、申立人自身が金融機関の A T M で振り込み、婚姻後の平成元年 1 月以降に関しては、申立人の妻が納付したと主張しているところ、A 市は「申立期間当時は、A T M からの保険料納付という収納方法は行っていない。」と回答しており、申立人の妻も納付場所、納付方法等について覚えておらず、申立期間の納付状況は不明である。

また、申立期間は 42 か月と長期間であり、一緒に納付したとする申立人の妻も厚生年金保険の被保険者期間を除き、国民年金保険料は未納である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3017

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年4月まで

私は、平成5年11月ごろA市役所（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行い、その後、母が国民年金保険料を納付書で納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、平成5年11月ごろA市役所で申立人自身が行ったと申述しているところ、申立人は、年金手帳を所持していないことから、申立期間の国民年金の加入手続状況は不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母が述べる納付金額は申立期間の保険料額と大きく相違しており、保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は平成10年8月15日と記録されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になったときに、国民年金の加入に関する通知が自宅に届き、母が A 区役所の B 出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に振込用紙が届いたので、近所の C 銀行（現在は、D 銀行）の窓口で毎月 1 か月分ずつ納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月ごろ申立人の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続は 59 年 3 月ごろに行われたと推認されることから、57 年 5 月に加入手続を行い、保険料の納付を開始したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は申立期間に係る保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は記憶が不鮮明のため、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 47 か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から61年3月まで

私は、昭和52年2月に結婚してA市に転居したとき、A市役所から国民年金保険料の支払通知が届いたので、同市役所に出向き、保険料を納付した。そのときB区で交付された年金手帳が見つからなかったため、新しい年金手帳の交付を受けた。

また、C市に転居したときB区で交付された年金手帳が見つかったので、2冊の年金手帳を持って第3号被保険者の切替手続にC市役所に行き、B区で交付された年金手帳に資格記録を記載してもらってA市役所で交付された年金手帳はC市役所で処分した。

申立期間の保険料は、A市役所で交付された年金手帳で納付した記憶があるので未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録では、申立期間は国民年金に任意未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間当時はA市に住んでおり、昭和52年2月ごろ、A市役所で新たに年金手帳の交付を受けたと主張しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3020

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

私の父は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、家族が国民年金保険料をA区B出張所（当時）で納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの日付及び前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和50年5月から同年10月の間に行われたと推認でき、加入手続を行った時点で少なくとも申立期間の過半に当たる48年3月以前の国民年金保険料は、特例納付によらなければ時効により納付することはできず、申立人及びその姉からは、特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付したとする申述はなかった。

また、申立人の姉は、申立人は20歳ごろに国民年金に加入し、自分が毎回ではないが申立期間の保険料を納付していたと述べるころ、申立人が初めて国民年金に加入したのは満24歳であり、それ以前は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3021

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から59年1月まで

私が20歳になったとき、父がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。私の年金手帳にも記録が残っており、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月24日にA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日が同年12月8日であることから、申立人の国民年金の加入手続も同日に行われたと推認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父から当時の状況を聴取することができず、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3022

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 61 年 6 月まで

私は、昭和 63 年ごろ知人に勧められ、同年 7 月に A 区 B 事務所で国民年金の加入手続を行った。過去に遡^{さかのぼ}って国民年金保険料を納付できるとのことであったので、同年 7 月に再訪し、加入手続を行った窓口で過去の未納分の納付書を作成してもらい、その保険料として 20 万 5,970 円を同窓口でまとめて納付したのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を過去に遡って納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の申述どおり、加入手続は同年 7 月ごろに行われ、この時点で納付可能な過年度保険料を納付したと推認でき、それ以前の申立期間は時効により納付できなかったものとするのが自然である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、昭和 63 年 7 月は第 3 回特例納付期間終了後であり、申立期間は特例納付できない期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月までの期間及び 42 年 2 月から 52 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月まで
② 昭和 42 年 2 月から 52 年 7 月まで

私は、昭和 42 年に A 社（現在は、B 社）を退社し、当時の人事担当から厚生年金保険から国民年金に変更手続をするための説明を受け、その要領で国民年金の加入手続を行った。

また、国民年金保険料を納付した C 市の D 銀行（現在は、E 銀行）及び F 市 G 区 H の I 信用金庫に当時の納付記録が無いかを確認したが、保存期限を経過しており、確認をすることはできなかった。

しかし、昭和 42 年に J 区 K の L 銀行（現在は、E 銀行）へ保険料を納付に行ったこと、36 年 11 月から 37 年 4 月までの期間についても実家で保険料を納付していたことを明確に記憶しているので、いずれの申立期間についても未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 6 月 23 日に C 市に払い出された番号の一つであり、申立人の年金手帳及びオンライン記録から、同年 8 月 24 日に任意で国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 42 年に国民年金に加入して J 区 K の L 銀行で

申立期間②の保険料を納付書により納付したと主張しているところ、J区では納付書による納付の実施は46年4月からであり、それ以前は印紙検認方式であることから、申立人の主張と異なる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3024

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月から同年12月まで

私は、昭和51年6月ごろに厚生年金保険に加入している会社を退職後、A市役所B支所に国民年金の加入手続に行き、後に国民年金保険料の納付書が送られて来たので銀行の窓口で保険料を納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職したのは、昭和51年6月ごろであったと述べ、そのときにA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、後日送られて来た納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の年金手帳、被保険者名簿及び特殊台帳にはいずれもオンライン記録と同じ52年1月26日任意再取得の資格記録が記載されており、その記録には訂正された形跡は無く、申立期間は国民年金に任意未加入の期間であり、納付書が発行されることはなく、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年2月及び同年3月

私は平成5年11月ごろ父に勧められ、A県B郡C町役場で国民年金の加入手続を行った。7年6月から居住していたD市E区役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を納付書に現金を添えて納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年6月から居住していたD市E区役所の窓口で納付書に現金を添えて申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳には国民年金の被保険者資格を5年11月22日に取得、7年3月22日に喪失、15年9月1日に再度資格を取得していることが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3026

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年10月まで

私は、平成元年7月に会社を退職し、同年11月に再就職するまでの期間の国民年金保険料については、居住するアパートに送付されてきた納付書で4万円前後を納付したことを記憶している。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所（当時）からB市に平成3年6月11日に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年8月ごろ行われたと推認でき、この時点で、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、保険料を^{さかのぼ}遡って納付したことは無いと述べている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和21年3月に中学校を卒業し、同年4月にA社に入社した。入社日から同社がB社に名称を変更する同年7月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社の状況、同社の変遷及び同社の事業の内容などを詳細に供述していることから、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が当時の同僚及び上司として氏名を挙げた5名のうち、唯一連絡が取れた元同僚は、「申立人を覚えていない。」と回答している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人とほぼ同時期に資格を取得した34名のうち、所在が確認できた4名に照会したが、申立人についての証言が得られず、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、B社の親会社であったC社の人事部の担当者は、「A社及びB社の当時の関連資料は保存していない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、厚生年金保険手帳番号払出簿により、申立期間直後の昭和21年7月1日を資格取得日として払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び年金手帳においても、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者になった日は同年7月1日と記載されており、上記払出簿の記録と一致している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和 21 年 7 月 1 日であることが確認でき、申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2752 (事案 765 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、前回の申立てに対して第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けた後、申立期間当時勤務していたA社（現在は、B社）C支店D作業所からもらった健康保険証を使って、E市内にあったF歯科及びG病院にかかったことを思い出した。このとき、健康保険に加入していたことは間違いなく、健康保険に加入していれば当然厚生年金保険に加入しているはずであるから、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する写真により、申立人がA社C支店D作業所に勤務していたことは推認できるが、申立人は、アルバイト・パートとして働いていたと主張するところ、事業主は、アルバイトやパートは厚生年金保険に加入させないこともよくあったと証言している上、申立人が氏名を挙げた元同僚3名は死亡又は所在不明であり、申立人の勤務実態について確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「申立期間当時に健康保険証を使ってF歯科及びG病院で治療を受けた。」と主張しているが、F歯科は申立期間に開業していたことを確認できず、G病院は、申立期間当時の受診記録は廃棄して無いと回答していることから、使用した健康保険証の種類を確認できない。

また、A社C支店D作業所が加入するH国民健康保険組合I事務所は、「当時の関係資料は、保存期間が経過したので、残っていない。」と回答

しており、申立期間当時の受診状況について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 17 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 4 月から A 社に勤務し、厚生年金保険に加入し、同年 9 月 1 日からは共済組合に加入したが、厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じているため、同年 9 月 1 日までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日に A 社で被保険者資格を取得し、同年 8 月 16 日に離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、申立人は、「昭和 50 年 8 月 31 日までは勤務しておらず、勤務していたのは、20 日ごろ、もしくは給料日が 25 日で、24 日が締め日だと思うので、そのころまでだったと思う。」と供述しているところ、厚生年金保険法第 19 条においては、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日。」とされていることから、申立人が主張している 50 年 8 月 25 日ごろまで勤務していたとしても、厚生年金保険の被保険者期間はその前月の同年 7 月までとなる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 52 年 9 月まで

私は、昭和 48 年 10 月から 52 年 9 月まで A 区 B に所在した C 社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する事業所の名称、住所及び代表取締役が閉鎖登記簿謄本により確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間当時、C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、C 社が設立されたのは申立期間中の昭和 50 年 4 月 8 日であることが確認できるところ、オンライン記録では、申立期間当時、A 区 B に所在する C 社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が当時の社長及び営業担当として氏名を挙げた者は、所在が不明である上、申立人が職場の先輩として氏名（姓のみ）を挙げた元同僚も、個人を特定することはできないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月1日から34年8月1日まで
② 昭和36年6月3日から37年2月1日まで

私は、昭和33年10月から34年7月末までA区のB社で正社員としてC（作業）をしていたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、36年2月から37年1月末までD社に勤務し、E事業所で働いていた。年末は多忙を極めたことを覚えており、36年6月以降の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人は、申立期間①にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚は、「申立人と同じC（作業）をしていたが、フルタイムのパート勤務で、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人及び当該元同僚の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在が不明である上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認ができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人がD社の勤務場所だったE事業所の担

当として氏名を挙げた元同僚二人（姓のみ）のうち、一人は既に死亡し、ほかの一人は所在が確認できないことから、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認できない。

また、D社の当時の総務担当役員から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（副）において、申立人は、事業主により昭和 36 年 6 月 3 日付けで資格喪失となった旨の届出がされ、F 社会保険出張所（当時）が同年 6 月 10 日に受け付けていることが確認できる上、当該役員は、「資格喪失後の保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から28年9月25日まで
私は、A社B工場に、昭和26年10月1日から28年9月25日まで、2年間勤務していたはずなのに、厚生年金保険の被保険者期間が26年10月1日から27年9月1日までしかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B工場に昭和28年9月25日まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶していた元上司及び元同僚は所在が確認できず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚に確認したが、申立人の退職時期について具体的な証言を得ることはできない。

また、A社B工場は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、法人登記も確認できず、当該事業所の当時の事業主及び人事記録等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人は、昭和26年10月1日に資格を取得し、27年9月1日に資格を喪失したことが記載されており、28年以降の標準報酬月額の変動も記載されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年1月1日から37年3月1日まで

私のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者記録では昭和35年1月1日に被保険者資格を喪失しているが、私は同社には37年2月末日まで勤めており、厚生年金保険の被保険者記録が勤務期間と一致しないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主が仲人を務める昭和36年10月*日付けの申立人の婚礼写真を提出しており、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した35年1月1日以降も同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の当時の同僚で連絡の取れた4名のうち、3名は「申立人が勤務していたのは記憶しているが、いつまで勤務していたかは記憶していない。」と供述し、残る1名も「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言が得られない。

また、B社は、「当時の資料が無く、申立人の勤務期間、厚生年金保険の届出及び保険料の控除状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和35年1月1日と記載されており、同年以降の標準報酬月額の変動が記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から26年3月1日まで
② 昭和26年3月4日から30年1月1日まで
③ 昭和34年10月1日から37年1月1日まで

私は、A氏に雇用され、昭和24年4月1日にB区Cにあった、D省（現在は、E省）F部にG（職種）として勤務した。また、26年3月4日から29年12月31日ごろまでは、A氏からH（地名）のD省I分室F部に行くように指示され、そこで一人で勤務した。その後、J氏に雇用されて34年10月1日から36年12月31日ごろまでK社（現在は、L社）M室に勤務した。申立期間について、厚生年金保険に加入して厚生年金保険料を控除されていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、「昭和24年4月1日からA氏に雇用され、D省F部にG（職種）として勤務した。」と主張している。

しかしながら、E省N課は、「申立期間①及び②当時のO（業種）の外部に対する業務委託等について、当時の資料は残されておらず、どのように運営されていたかは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人が従事したとするO（業種）は、当時の厚生年金保険法の強制適用の対象となる業種ではなかった上、申立人は事業主の姓しか記憶していないため、事業主へ照会することはできず、勤務していた事業所が厚生年金保険の任意適用事業所であったかどうか確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、申立人が従事したとする〇（業種）は、当時の厚生年金保険法の強制適用の対象となる業種ではなかった上、事業主の J 氏は、既に死亡していることから、勤務していた事業所が厚生年金保険の任意適用事業所であったかどうか確認することはできない。

また、L 社は、「当時の資料は無いものの、平成 14 年ごろまで J 氏に〇（業種）を委託していた。J 氏は個人で経営していたと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料については、納付していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から同年8月1日まで

私は、A社退職後に厚生年金保険第四種被保険者の資格取得手続きを行い、厚生年金保険料を納付していたが、年金制度が変更され、私の厚生年金保険の被保険者期間が20年に達すると夫婦の年金受給額が少なくなると聞かされたため、社会保険事務所（当時）に連絡し、平成3年7月の保険料は納付しなかったため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社退職後に厚生年金保険第四種被保険者の資格取得手続きを行い、厚生年金保険料を納付していたが、平成3年7月の保険料は納付していない。」と主張している。

しかしながら、管轄年金事務所から提出された申立人の厚生年金保険第四種被保険者保険料収納状況照会回答票により、申立人は、申立期間を含む平成2年4月から3年7月までの保険料を2年3月9日に一括で前納していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険第四種被保険者資格喪失届は提出していない。」と供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険第四種被保険者原票においては、申立人の第四種被保険者資格取得日は昭和59年3月17日、期間満了日は昭和66年（平成3年）8月1日と記載されている上、オンライン記録において、申立人は、期間満了を理由に同日に第四種被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立期間の厚生年金保険第四種被保険者としての保険料を納付していないことを示す関連資料（未使用の納付書、家計簿、確定申告書

等)は無く、申立期間の保険料を納付していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間における厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料を納付していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月から同年6月26日まで
私は、昭和20年2月から同年6月26日までA社に所属し、「B丸」に乗船していた。申立期間の船員保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、この期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は船員手帳を所持していないため、申立人が申立期間にA社に雇用されていたことを確認できない上、申立人の船員保険被保険者台帳に申立期間に係る記録は無い。

また、A社の記録を管理している日本年金機構C事務センターは、申立期間に係る船員保険被保険者名簿に、当該事業所所属の「B丸」は確認できないと回答している。

さらに、昭和17年4月から25年3月まで、船舶を国の統制下に置くため船舶運営会が設置されており、「B丸」が同会に所属している可能性があることから、運航船舶一覧表、船舶運営会使用船一覧表、喪失船舶一覧表及び戦時加算該当船舶名簿を確認したが、A社所属の「B丸」は確認できない。

加えて、当該事業所は既に船員保険の適用船舶所有者でなくなっている上、事業主は所在が不明であり、申立人は当時の元同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間当時の船員保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 15 日から 35 年 11 月 12 日まで

私は、60 歳のときに社会保険事務所（当時）に行った際、退職後に脱退手当金を受給していると言われたが、A社を退職後に厚生年金保険の脱退手続をした記憶も脱退手当金を受け取った記憶も全く無い。納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和36年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、平成8年5月まで、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年8月1日まで

申立期間は、自分で会社を経営していた時期だが、平成7年から8年ごろは経営がまだ順調で、標準報酬月額を遡及して減額訂正した記憶は無い。納得できないので、調査して訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、平成9年4月18日付けで7年9月13日に遡及して59万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は標準報酬月額が訂正された当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「経営が順調で、標準報酬月額を遡及して減額訂正した記憶は無い。」と主張しているが、遡及訂正処理が行われる直前まで取締役であり、当時、社会保険事務を担当していた申立人の元妻は、「当時、本来納付すべき保険料を納付できないことについて社会保険事務所（当時）で話し合いをした。」と供述しており、申立期間当時、当該事業所では、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

さらに、当該事業所において標準報酬月額の遡及訂正処理が行われているのは、申立人及びその元妻の二人であり、申立人は社会保険事務をすべて申立人の元妻に任せていたと主張しているが、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に、昭和 38 年 7 月 1 日から 61 年 12 月 25 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっている。当該期間は確かに勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間中の昭和 41 年 4 月 1 日にA社に雇用されていたことは確認できる。

しかし、当該事業所における申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「当時の関係資料が無く、当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は元同僚を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有している者 10 名のうち所在が判明した 5 名に照会した結果、2 名から回答があり、1 名は申立人のことを記憶していたが、勤務期間についての具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険記号番号払出簿により、A社において新たに厚生年金保険記号番号を取得し、昭和 42 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 8 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務しており、申立期間においては月収 40 万円以上の収入があったはずであるが、社会保険事務所（当時）の記録では、それより低い標準報酬月額となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 厚生年金基金及び D 健康保険組合は、「申立期間当時、複写式の用紙を使用しており、同一内容の書類を社会保険事務所に提出していた。」と回答しているところ、同厚生年金基金の記録により、申立人の標準報酬月額は、昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 57 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 58 年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 60 年 6 月までは 22 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 61 年 7 月までは 26 万円であり、また、同基金及び同健康保険組合の記録により、同年 8 月から 62 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 63 年 9 月までは 28 万円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及びその前後の被保険者の記録管理に不自然な点は見当たらない。

さらに、B 社は、「A 社に係る賃金台帳等の関係資料については、保存期間を経過しているため保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2765 (事案 1005 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 6 月 30 日まで
私は、前回の申立てに対して第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けたが、標準報酬月額の訂正については、私が不在のときに、社会保険事務所(当時)の職員が会社に来て、在席していた職員に標準報酬月額の訂正の書類を作成させ、私が作成したかのように記名押印させたのであり、私は承諾した覚えは無い。再調査して標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、代表取締役であったことが確認でき、申立人は、社会保険事務所への届出に必要な会社の代表者印は自分が管理していたと供述しており、申立人が当該遡及訂正処理そきゅうに関与していないとは認め難いことから、遡及訂正の無効を主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、新たな資料等を提出していない上、登記簿に記載されている複数の元役員は、「自分が役員になっていたことは知らなかった。代表取締役の標準報酬月額が遡及して訂正されていることについて知らない。」と供述しており、申立人の標準報酬月額の遡及訂正に申立人が関与していないことを確認できる事実は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、その無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2766 (事案 1342 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月20日から21年5月1日まで
前回の申立てに対して第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けた後、申立期間の資料として、新たに給与明細書が見つかった。給与明細書には支給月は記載されているが、支給年は、1枚に主人の手で22年と書かれているもの以外は、何年のものかは分からない。再申立てをするので、確認してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻が所持するA社の給与辞令及び元同僚の証言から、申立人がA社本社及び同社の工場に勤務し、A社本社から給与を受けていたことは推認できるものの、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められないこと、ii) 申立期間当時、A社本社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、iii) 申立人と一緒に勤務していた元同僚についても、申立期間当時の厚生年金保険の加入記録は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、新たな資料として申立期間当時の給与明細書5枚(1月、2月、4月及び7月(2枚))を提出しているところ、1枚には事業所の名称の記載があるが、ほかの給与明細書には事業所の名称の記載が無く、会社名が確認できない上、給与支給月のみの記載であり、支給年は確認できない。

また、上記給与明細書4枚（1月、2月及び7月（2枚））に記載されている厚生年金保険料控除額は、申立期間における厚生年金保険料率から算出すると、申立期間当時の最高標準報酬月額による控除額を上回っている。

さらに、上記給与明細書のうち3枚（1月、2月及び4月）は基本給、家族手当、厚生年金保険料控除額等が同額であることから支給年が同年のものと考えられ、うち1枚には、申立人が記入したとする昭和22年の記載があるところ、これら3枚の給与明細書から確認される厚生年金保険料控除額を、申立人が記載したとおりの22年の保険料率を用いて算出すると、控除額から算出される標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届けられた申立人の標準報酬月額と一致することから、当該3枚の給与明細書は、22年のものと考えられ、申立人から提出された給与明細書は、申立期間のものではないと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から同年11月16日まで
私は、A社に勤めており、毎月同じ給料を支給されていたが、平成7年9月及び同年10月の標準報酬月額が減額されていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月1日から同年11月15日までA社から関連企業であるB社に在籍出向し、給与が同額であったにもかかわらず、申立期間における標準報酬月額が44万円から26万円に下がっていることに疑問があるとしている。

しかし、A社から提出された申立人を採用するための2通の稟議書のうちの1通から、平成7年4月1日から同年5月31日までの本給は月額45万円であったことが確認できるところ、当該月額に見合う標準報酬月額は44万円であり、オンライン記録と一致する。

また、もう1通の稟議書から、平成7年6月1日から同年8月31日までの本給は月額25万円であったことが確認できるが、当該月額に見合う標準報酬月額は26万円であり、本給の変更のあった同年6月から3か月後の同年9月に標準報酬月額が26万円に変更されているところ、標準報酬月額の月額変更の手続は3か月以上2等級以上の変更がある場合に行われることから、A社の当該変更手続に不自然さは認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から9年12月2日まで
私がA社に勤務していた平成6年8月から9年11月までの標準報酬月額が15万円と記録されているが、当時の給与は32万円くらいであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は15万円とされている。

また、申立人から提出された平成7年から9年までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、総支給額は7年1月から9年7月までは32万円、同年8月から同年11月までは25万円であることが確認できる。

しかし、平成7年から9年までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額欄に記載された金額は、オンライン記録に基づく標準報酬月額（15万円）に見合う厚生年金保険料に符合する。

また、申立期間のうち、平成6年8月から同年12月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 28 日から平成 2 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 9 月 28 日から平成 2 年 6 月末まで A 社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、A 社が加入している B 厚生年金基金は「申立人の記録は確認できない。」と回答している。

また、申立人は、「組合の健康保険に加入していた。」と供述しているところ、当該事業所が加入する C 健康保険組合は「個人の記録は平成 8 年以降の記録しか残っていない。」と回答しており、申立人の健康保険の加入状況が確認できない。

さらに、申立人は、「1 日 6 時間勤務であった。」と供述しているところ、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「1 日 7 時間程度の勤務で 1 年契約の年俸制であった。」と供述しており、別の元同僚は、「年俸制契約者の厚生年金保険の加入は本人の選択だった。」と供述している。

加えて、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料の所在は不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 24 日から 46 年 2 月 19 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 4 月 17 日から同年 7 月 6 日まで
⑤ 昭和 46 年 7 月 23 日から 47 年 10 月 6 日まで
⑥ 昭和 48 年 2 月 26 日から同年 8 月 26 日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②及び③はB社、申立期間④はC社、申立期間⑤はD社及び申立期間⑥はE社にF（職種）として勤務し、この間は厚生年金保険の被保険者期間と思っていたが、被保険者となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録が確認できない上、当該期間にA社で厚生年金保険被保険者期間を有する複数の元同僚に聴取したが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、当該事業所は、「当社が保有する健康保険、厚生年金保険及び厚生年金基金並びに雇用保険の記録を当該期間の前後1年間にわたり確認してみたが、申立人に係る記録は無い。」と回答しており、当該事業所の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人が保有するG団体が交付した登録原簿及び雇用保険の加入記録により、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が記憶している元同僚は姓のみのため、個人を特定できないことから、照会することができず、当該期間にB社で厚生年金保険被保険者期間を有する複数の元同僚に聴取したが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係の書類を確認できない上、事業主及び社会保険の担当者は亡くなっており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④については、申立人が保有するG団体が交付した登録原簿及び雇用保険の加入記録により、申立人がC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が記憶している元同僚は、オンライン記録上、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録を確認できない上、当該期間にC社で厚生年金保険被保険者期間を有する複数の元同僚に聴取したが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、事業主は、「当時の記録が無く、また当時勤務していた者も現在はいないため、当時の状況は不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所の申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤については、申立人が保有するG団体が交付した登録原簿及び雇用保険の加入記録により、申立人がD社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が記憶している元同僚は、オンライン記録上、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録を確認できない上、当該

期間にD社で厚生年金保険被保険者期間を有する複数の元同僚に聴取したが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該事業所の総務担当者は、「当社が保有する社員記録には、申立人についての雇用保険の加入記録はあるが、厚生年金保険及び健康保険の記録は無い。また、社員記録に載っている当該期間当時の約 25名の従業員の記録では、そのうち4名は雇用保険に加入しているが厚生年金保険には加入していない。」と証言している上、社会保険を担当していた元役員は、「当時、会社としては雇用保険及び社会保険と一緒に加入するようにしていたが、従業員によっては、既に国民年金及び国民健康保険に加入しているのでそのままよいと希望する者もいた。その場合には、当人の希望に沿うようにしていた。当時は人手不足で、そうしないと人が集まらない時代だった。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間⑤当時、当該事業所では、勤務していた社員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったと考えられる。

また、当該事業所の申立期間⑤に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑥については、申立人が保有するG団体が交付した登録原簿及び雇用保険の加入記録により、申立人がE社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の総務担当者は、「会社が保有する社会保険の資格取得及び喪失届には、当該期間において申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号にも欠番は無く、会社は申立人について厚生年金保険の対応をしていない上、当時乗務員であった者に確認したところ、雇用保険に加入するが社会保険には加入したくないと希望する者には、社会保険に加入させないことがあった。」と証言している。

また、オンライン記録上、当該期間にE社で厚生年金保険被保険者記録を有する元同僚に聴取したが、申立人について記憶していない上、申立人が氏名を挙げた元同僚（経理担当）は、既に亡くなっており、当時の状況を聴取することができない。

さらに、申立人は、「昭和 48 年*月に第一子が生まれ、出産一時金をもらいにH病院の裏にあった I 健康保険組合に行った。」と供述しているが、同健康保険組合は平成 18 年 4 月 1 日に解散しており、申立人

の当該記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑥における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から同年10月1日まで

私は、昭和12年にA社B工場に入社し、14年から同社C工場に異動した後、17年6月1日から厚生年金保険に加入し、20年10月30日に退職するまで継続して勤務していたが、19年1月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けたが、納得できないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和12年にA社B工場に入社し、14年に同社C工場に異動した後、17年6月1日から厚生年金保険に加入し、20年10月30日に退職するまで継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人は、当時の元同僚については氏名を覚えていない上、A社は、「申立期間当時の労働者名簿等、申立人の在籍期間を確認できる書類が無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）の被保険者資格を昭和19年1月1日に、資格喪失原因を「職員」として喪失し、その後厚生年金保険の被保険者資格を同年6月1日に取得していることが確認できる。

さらに、上記台帳（旧台帳）及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）に基づき、A社B工場において、男子労働者として労働者年金保険の

被保険者資格を同法施行日の昭和 17 年 1 月 1 日に取得した後、19 年 1 月 1 日に一般職員となったことにより資格を喪失し、その後、厚生年金保険法(昭和 19 年法律第 21 号)において適用対象が一般職員及び女子に拡大されたのに伴い、同法に基づき同法施行日の 19 年 6 月 1 日(厚生年金保険料徴収は同年 10 月 1 日より施行)に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと考えられる。

加えて、申立人が A 社 B 工場において、昭和 17 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したときと、19 年 6 月 1 日に資格を取得したときで、厚生年金保険被保険者記号番号が異なることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月ごろから同年 8 月ごろまで
② 昭和 61 年 8 月ごろから同年 12 月ごろまで

私は、昭和 61 年 5 月ごろから同年 8 月ごろまで A 社に B (職種) として勤務しており、厚生年金保険にも加入していた。また、同年 8 月ごろから同年 12 月ごろまで C 社に B (職種) として勤務し厚生年金保険に加入していたが、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人が勤務していたと主張する A 社及びこれに類似する名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A 社の名称で D (機関) E 部及び所在地を管轄する法務局に確認を行ったものの、事業所としての存在を確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所に入社したとき、履歴書を提出したことは記憶しているが、厚生年金保険被保険者証を提出した記憶が無いと供述している上、元上司及び元同僚についても覚えていないことから聞き取り調査を行うことができず、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、当該期間については、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除承認期間となっており、その後、国民年金保険料を追納していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、具体的な勤務地、勤務形態等を記憶していることから、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が在籍していたと主張するC社F支店に、昭和61年前後に在籍していた二人の女子従業員は、入社時から8か月経過以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できる上、申立人は、当該事業所では見習期間があったと供述している。

また、当該事業所の申立期間②当時の社会保険担当者は、既に亡くなっており、申立人は、元同僚について覚えていないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、当該期間については、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除承認期間となっており、その後、国民年金保険料を追納していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月21日から27年8月12日まで
② 昭和27年12月1日から35年7月20日まで

私は、A社B工場を出産のため退職したが、その際に会社から脱退手当金についての説明を受けておらず、退職当時は脱退手当金のことは知らなかった。ねんきん特別便が届いて初めて脱退手当金を知ったが、脱退手当金の制度も知らないのに、脱退手当金を請求し支給されていることに納得できない。また、脱退手当金が支給されたという昭和35年11月ごろは、同年*月に出産した長女の育児や夫の手術の対応に追われており、脱退手当金を受け取れる状態ではなかった。脱退手当金を受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給日以前のすべての厚生年金保険加入期間を基礎として支給されており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約4か月後の昭和35年11月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間に係る最終事業所であるA社B工場を退職後は、昭和53年10月25日まで厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 7 日から 43 年 1 月 15 日まで

私は、A社に昭和 41 年 1 月から 45 年 9 月まで継続して勤務していたが、42 年 3 月 7 日から 43 年 1 月 15 日までの厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 3 月 7 日から 43 年 1 月 15 日までの期間についてA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の判明した 6 名の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、「申立人のことは記憶しているが、申立人の勤務期間については不明である。」とそれぞれ供述しており、申立人の申立期間における勤務を確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立期間前後については、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者期間は、おおむね一致する。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
② 平成元年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 3 月に A 社（現在は、B 社）に正社員として入社し、C（職種）として 37 年 2 月末まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、平成元年 4 月に D 社を退職し、同年 5 月ごろに E 社（現在は、F 社 G 支店）に転職し、同年 10 月ごろまで、H（作業）を行う内勤の正社員として勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について申立人は、「昭和 36 年 3 月から 37 年 2 月まで A 社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「当社が保管する健保厚年記号番号簿を調査したところ、申立期間当時における厚生年金保険の加入者は 28 名いたが、その中に申立人の氏名は無い。」と回答している。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間①における勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「E 社に正社員として平成元年 5 月

1日から同年10月1日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所を管理統括するI社は、「当社において管理する申立人の厚生年金保険の加入記録については、D社における昭和53年3月18日から平成元年4月21日までの期間は確認できるが、申立期間の加入記録は無い。」と供述している。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間②における勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2776

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 26 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 8 月に A 社に入社し、B（作業）を担当した。45 年 * 月に社長が亡くなったため、同社の専務が事業を承継した後、B 社を立ち上げ、その後、私も B 社で一般事務を担当した。

申立期間においては A 社又は B 社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においては、A 社又は B 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、A 社は、昭和 29 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、45 年 6 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の過半は適用事業所ではない上、B 社は、46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、申立期間当時、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる被保険者 11 名（申立人含む。）は、2 名を除いて既に死亡しており、所在の判明したその 2 名に申立人の勤務実態等について照会したが、具体的な証言は得られず申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人を含めて 7 名は申立人と同日の昭和 44 年 12 月 26 日付けで、2 名は 45 年 1 月 16 日付けで、元専務とその親族は 45 年 6 月 23 日付けでそれぞれ厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、A 社は、事業主が死亡した後は、

従業員を整理し事業を縮小していたことがうかがえる。

加えて、A社からB社に移籍した元専務とその親族の2名及び申立人を
含む3名のすべてが、A社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し
た後、B社において被保険者資格を取得するまでの間は、厚生年金保険の
加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる
関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 19 年から A 社 B 営業所に勤務し、20 年 4 月から同年 8 月までは同社 C 事業所に異動したが、同年 9 月に同社 B 営業所に戻ってきて以降、21 年 1 月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の被保険者期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、A 社 B 営業所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、当該事業所は昭和 41 年 6 月 30 日に解散していることが確認でき、元事業主及び清算人とは連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 20 年 9 月 1 日に当該事業所で資格を喪失した 17 名のうち、申立人を含む 7 名が同年 11 月 1 日に当該事業所で資格を再取得していることが確認でき、その中には、申立人が異動経歴及びその時期が同じであったと主張している元同僚の記録も確認できる。

さらに、申立人が記憶している元同僚及び上記被保険者名簿において申立期間の前後に被保険者記録を有する複数の元同僚に対し、申立人の勤務実態について照会したが、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の勤務期間について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 4 月から 30 年 3 月までの期間、A 社（現在は、B 社）C 支店に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、29 年 1 月 1 日にいったん資格を喪失し、同年 7 月 1 日に資格を再取得していることは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 27 年 4 月から 30 年 3 月までの期間、A 社 C 支店に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「A 社が経営破綻後、社員の記録は一切引き継いでいない。同社には清算事務局が存在したが、現在は解散している。当社では資料が全く無く、申立てに係る照会については調査不能である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「当時、私の職種は D であり、毎日出社するような勤務形態ではなかったため、支社に顔を出す機会も少なく、支社長や社会保険事務担当者、同僚等の氏名は記憶していない。また、当時支社にいた社員に聞いても、自分のことは記憶していないと思う。」と供述しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において資格を取得し、所在の判明した元同僚に申立人の勤務実態について照会したが、「申立人のことは記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。